平成２４年（家）第５２５号
長野県木曽郡上松町大字荻原380番地２
申立人　茂澄　清弘
本籍長野県木曽郡上松町大字荻原240番地１、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　茂澄　明男
大正10年11月３日生
届出期間満了日　平成25年10月１日
長野家庭裁判所松本支部

平成２４年（家）第７０８号
岩手県北上市相去町丙午12番地８
申立人　生方　真菜
本籍岩手県盛岡市中堤町30番、最後の住所岩手県盛岡市中堤町30番46号柴田アパート１号
不在者　生方　慎吾
昭和58年11月15日生
届出期間満了日　平成25年10月４日
盛岡家庭裁判所

平成２４年（家）第３５１号
茨城県鹿嶋市大字宮中21番地８
申立人　多部　新造
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　多部香代子
昭和54年３月５日生
届出期間満了日　平成25年10月５日
水戸家庭裁判所麻生支部

平成２４年（家）第２１７７号
東京都福生市南田園２丁目３番地５号
申立人　小峰　陽子
本籍神奈川県横浜市鶴見区下末吉２丁目869番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　戸谷美奈子
昭和19年９月21日生
届出期間満了日　平成25年９月30日
横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第２８０２号
神戸市東灘区北青木３－７―22―201
申立人　竹本　勝美
本籍静岡市葵区昭府２丁目９番地16、最後の住所兵庫県尼崎市以下不詳
不在者　池口世志子
昭和24年１月２日生
届出期間満了日　平成25年10月７日
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２４年（家）第４６８号
東京都町田市小山町309番地１
申立人　青木　惠美
本籍東京都町田市忠生２丁目33番地５、最後の住所神奈川県逗子市逗子１丁目３番29号
不在者　青木　一夫
昭和36年１月19日生
届出期間満了日　平成25年９月24日
横浜家庭裁判所横須賀支部

失踪宣告取消

平成２４年（家）第６２８４号
本籍広島県呉市伏原３丁目20番地、住所大阪府大阪市生野区小路東４―13―22　腹見病院内
申立人（失踪者）　糸島　賢長
昭和８年11月18日生
平成25年２月22日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７号
千葉県南房総市千倉町平舘704番地１
債務者　有限会社海洋水産
代表者取締役　小野寺一茂
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　浩二
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第８号
千葉県南房総市千倉町平舘877番地１
債務者　マルト食品株式会社
代表者代表取締役　小野寺洋子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　浩二
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３５５号
横浜市旭区川井宿町２－６、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区今宿西町220番地１
債務者　有限会社アートホース
代表者取締役　高澤　幸子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５０号
横浜市中区万代町２丁目４番地５
債務者　山本電気水道株式会社
代表者代表取締役　山本　正寿
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成25年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
東京都小平市小川東町１丁目21番15号
債務者　株式会社ソーマ酒販
代表者代表取締役　塩　　芳和
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０２号
東京都西東京市東伏見２丁目４番６号
債務者　有限会社東伏見酒販
代表者代表取締役　塩　弥一郎
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
相続開始時の住所奈良県生駒市鹿ノ台東２丁目４番地４
債務者　被相続人亡土橋正彦相続財産
相続財産管理人　福井　英之
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　靖子
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時20分
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
静岡県富士宮市杉田685番地の１
債務者　株式会社ピーエスシー
代表者代表取締役　渡邉　政俊
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩谷　知一
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県西条市今在家1232番地
債務者　株式会社清光
代表者代表取締役　大谷　高陽
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　兼光　弘幸
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時30分
高松地方裁判所破産・再生係